

# しらのへ 農業委員会 だより

第18号(通巻第23号)

2014.4 発行

発行 七戸町農業委員会  
所在 七戸町字森ノ上131番地4  
電話 68-2967(直通)  
FAX 68-2486  
発行部数 6,100部



## 農業者と農業委員の意見交換会

去る3月4日、七戸町中央公民館において農業者と農業委員の意見交換会が開催されました(参加者数は、農業者22人、農業委員11人)。

意見交換会の冒頭、農業委員会の天間会長から「日頃の農業活動を通じて不明な点、改善すべき点を農業者と農業委員が共通認識を持ち課題に取り組んでいきたい」と挨拶しました。

意見交換会では、「農業者年金の加入要件」・「もつと農業委員会活動の周知を計っていただきたい」等といった要望が出されました。

今後は、意見等を踏まえながら、農業者と農業委員の意見交換会を開催してまいります。



## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

### 【 事業概要 】

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

### 【 事業メニュー 】

#### ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

ア再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）

- ・定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）

※再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価が2割加算となりました。

- ・土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】

イ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

ウ経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】

#### ② 施設等の整備への支援

- ・基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】

※施設等の整備への支援の助成額は、1取組者あたり事業費ベースで800万円が上限となっています。

- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

#### ③ 附帯事業への支援【定額】

- ・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
- ・交付金執行事務：交付事務、地域の農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外 における取組についても支援対象

※本事業は平成30年度まで事業継続となりましたので、事業活用を検討される方は、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

## ◇事業活用による再生農地の一例

【事業実施後】



【事業実施前】



### 【農地再生レポート!!】

右側写真にある農地は、長年にわたり耕作がされてこなかっただけでなく、草刈りや耕起といった圃場管理も十分でなかった為に一部森林化が進むなど遊休（荒廃）農地となっていました。前所有者が既に耕作する意志がないことから、所有権移転により新所有者が本事業を活用して再生作業を実施し、左側写真にあるように再生することが出来ました。取組者からは「いくらでも助成金があることで再生費用の軽減をはかることが出来た」と感想が出されています。

## 家族経営協定締結

2月25日に家族経営協定調印式が執り行われました。調印式では、天間会長のあいさつに続き、天間さんご家族が協定書に署名捺印、農業普及振興室高谷室長立会いのもと、『明るい家庭・ゆとりある作業・ゆとりある暮らし』をスローガンに新たに家族経営協定を締結しました。

今回の調印により、平成26年2月末現在七戸町の家族経営協定締結累計数は68組となりました。

▶ 協定に調印した天間家と上北地域住民局  
高谷農業普及振興室長、天間農業委員長



## 七戸町 『人・農地プラン』 (地域農業マスタープラン)

七戸町の人・農地プランについて、2月12日～13日の2日間、七戸地区・天間林地区の2地区で座談会を開催しました。約150名が参加し、話し合った結果を基に検討会・プランの変更をします。

このプランで、平成25年度は4経営体(うち夫婦1組)が新規就農者となり青年就農給付金の支援が受けられることになりました。

さらには、規模拡大加算対象者が1経営体、農地集積協力金対象者1人、規模拡大加算面積を98aとして計画の見直しします。

また平成26年度は、農地中間管理機構が新たに創設され新たな事業も展開される予定ですので詳しいことがわかり次第、地区座談会を開催する予定ですから参加してください。

### 農地保有合理化事業で有利に規模拡大を!

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、農地保有合理化事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から支援センターが農地を買い入れ(借り入れ)、規模を拡大する受け手農家へ売り渡し(貸し付け)をする事業です。

平成25年度、七戸町管内で約6.2haの農地が当事業により所有権の権利移動がされています。契約書類の作成は、支援センターが行い、登記に関する事務は農業委員会が代行して行います。税制面等のメリットもありますので、農地の整理を検討されている方は当事業をご活用ください。

なお、当事業で売買契約が成立したときは、売り手・買い手の双方に売買価格の1%を手数料として負担してもらいます。

また、農地によっては当事業を活用できない場合もありますので、詳細については支援センターまたは農業委員会事務局までご連絡ください。

#### 公益社団法人

あおもり農林業支援センター

☎0177-773-3131

#### 七戸町農業委員会事務局

☎0176-68-2967

## 農地の売買Q&A

農地は、国民の食料の安定供給を図るための重要な生産基盤となっています。

このため、農家の皆様が所有する農地を移動する場合は農業委員会の許可が必要です。今回は、よくある事例を取り上げてみました。

**Q1 農地を売りたいのですが、どんな手続きが必要ですか?**

**A1** 耕作を目的に農地を売買、貸借する場合は、農地法第3条の許可申請が必要です。「農地の権利取得後の経営面積が原則として50アールという規定(農地法第3条第2項第5号)があります。これは一般には下限面積制限といわれているものです。ただし、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合等には、この下限面積の例外として下限面積に満たない場合でも許可を受けることができます。

**Q2 農地の競売に参加したいと思いますが、どんな手続きが必要ですか。また、買受適格証明はどのようなものですか。**

**A2** 農地の競売の場合は、買受けの申出ができる者は買受適格証明書を有している者に限定することとしております。上記の件について詳細をお問い合わせの場合は、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へお尋ね下さい。

## 各種申請書の受付締切日

農業委員会では各種申請に係る受付締切日を次のとおり設定しております。

- ◎農地法第3条申請、農用地利用集積計画書、競売（公売）買受適格証明願
  - ・農地を売買・貸借する場合、競売・公売の入札に参加する場合
- ◎農地法第4条、第5条申請
  - ・農地を農地以外の目的として利用する場合

毎月1日締切日（但し役場閉庁日の場合は翌開庁日）

※但し、平成26年7月総会に係る各種申請の締切日は平成26年6月23日（月）となりますので、お知らせいたします。

## 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が

### 平成26年1月から拡大しました！

○農業所得等を生ずべき業務を行う全ての方です。（所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。）

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されています。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## ■ 全国農業新聞を購読してみませんか

（毎週金曜日発行 B3版8～10頁建 購読料：月600円[送料込]）

### ◆ 全国農業新聞とは・・・

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙で、農業者のみならず高い評価を受けています。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説されています。

また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

### ◆ 購読するには・・・

全国農業新聞は、お住まいの地域の農業委員会事務局で購読申込みを受け付けています。

気軽にお申し込みください。

また、お支払いはJAの口座引落が便利です。



|       |       |       |        |       |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 編集委員  | 編集委員  | 編集委員  | 編集副委員長 | 編集委員長 |
| 天間 正大 | 高田 武志 | 駒嶺 純一 | 氣田 勉   | 天間 俊一 |

- ① 農業委員会総会会議録
- ② 農業委員会の点検評価  
目標及びその達成に向けた  
活動計画
- ③ 農業委員会活動の「みえる化」  
に向けた  
「農業委員会活動整理カード」

★ 閲覧できます  
農業委員会では次に関する事項について閲覧ができます。

